

まるとご EC 利用約款

料金、その他必要料金を、当社に支払うものとします。

第5条 提供の停止等

1.提供の停止

当社は、契約者が次の各項のいずれかに該当する場合には、期間を定めて本サービスの提供を停止するとすることがあり、かつ料金の返還はしないものとします。
(1)申込に当たって申込書等に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
(2)契約者の責めに帰すべき事由により当社の業務の遂行に支障を及ぼし、または及ぼす虞が生じたとき。

(3)第8条（情報の取扱関連規定）の規定に違反すると当社が判断したとき。
(4)仮送押、差押、民事再生、破産、会社更生等を申立て、またはこれを受けたとき。
(5)本サービスを利用して、日本および各国において公序良俗違反行為ないし法律違反行為を行ったとき、もしくは過去に同様の行為を行ったことが判明したとき。
(6)本サービスを利用して、第三者に対して迷惑行為を行ったとき、もしくは本サービスを利用して行なった行為につき、第三者から契約者または当社に対して抗議があったとき。
(7)利用料金を未払い等、契約者に滞責事由がある場合で、当社が停止すべきと判断したとき、または本約款に違反したとき。

2.提供の中止

(1)当社は、次の各項のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することができます。但し、この場合、料金の返還はしないものとします。
a.本サービス提供に必要な設備の保守または工事の都合上止むを得ないとき。
b.本サービス提供に必要な設備に止むを得ず障害が発生したとき。
c.登録電気通信事業者または当社が指定管理会社が発電通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
d.天変地異・災害その他不可抗力や疫病の蔓延等に起因して本サービスの提供が困難になった場合。
(2)当社は、前項aの規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、その14日前までに、その旨を契約者に書面にて通知します。ただし、緊急で止むを得ない場合および前項bまたはcの場合はこの限りではありません。
(3)本条本項に基づく本サービスの中止によって契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切損害賠償等の責任を負わないものとします。

3.通信利用の制限

(1)当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻射し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。但し、料金の返還はしないものとします。
(2)契約者は、本サービス提供に必要な電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があったときには、当社は契約者の利用を制限あるいは中止して、さらに契約者に対し損害賠償の請求ができます。

4.サービスの廃止

当社は都合により本サービス中の特定のプランおよびサービスを廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、廃止の1ヶ月前までに書面によりその旨を通知しますが、料金の返還はしないものとします。

第6条 契約の解除

1.当社が行う利用契約の解除

(1)当社は、第5条1項（提供の停止）のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することもできるものとします。但し、この場合は料金の返還はしないものとします。

(2)当社は、前項の規定により利用契約を解除するときは、事前に契約者にその旨を通知します。

2.契約者から行う利用契約の解除

ご利用申込書記載の契約期間（支払期間）中に中途解約を行う場合、未払い分料金（税込）を直ちに現金一括にてお支払いいただくことが解約の条件になります。予めご了承ください。

第7条 料金等

1.料金等

本サービスの料金は契約成立の際に当社が承諾した利用申込の金額とします。また、契約成立後に利用申込した付加サービス、プランの変更に関しては別途料金が発生するものとします。

2.契約者の支払義務

契約者は当社に対し、本サービスの利用にあたり、前条に規定した料金を、契約形態に応じて以下の方法で支払うものとします。但し、契約成立後の別途料金に関しては当社に現金にて一括で支払うものとします。

(1)リース契約またはローン契約による当社提携先への支払い

(2)当社の現金一括支払い

(3)当社への分割支払い

3.契約者が当社に料金を支払った後、当社は役務の提供を開始します。

4.消費税

契約者が当社に対し本サービスの料金等を支払う場合、支払を要する額は、当該料金等に消費税を加算した額とします。但し、第7条2項(1)の場合は契約内容に従うものとします。

5.分割払手数料

第2項(3)による場合には、契約者は、当社に対して当社所定の分割払手数料を加算して支払うものとします。

6.期間の利益喪失

第2項(3)による場合、契約者が次の各項のいずれかに該当する場合には、通知催告がなれても当社に対する一切の債務について当然に期間の利益を喪失したものとし、契約者は直ちに債務の全額を弁済します。

(1)支払の停止又は第5条第1項(4)のいずれかに該当する事由があったとき。

(2)当社に契約者の所在が不明になったとき。

(3)合併によらずに解散したとき。

第1条 定義

1.「まるとご EC」を（以下「本サービス」といいます）とは、GMOソリューションパートナー株式会社（以下「当社」といいます）が提供するECコマースサイト（インターネット上で商取引を行うサービス、以下、「EC サイト」といいます）の開設・運営支援・コンサルティングを行うソリューションサービスです。

2.本サービスは、まるとご EC利用約款（以下「本約款」といいます）に基づき運営されるサービスです。当社は、本サービスの利用を希望し、かつ本約款に同意した方（以下「契約者」といいます）に対して、本サービスの提供権を販売し、サービスを提供します。

3.当社は本約款を契約者の承諾なく変更することがあります。契約者は変更後の約款が実施日から適用される事に異議なく同意するものとします。

第2条 サービスの利用等

1.「本サービス」の利用

(1)本サービスは当社がインターネットショップの運営・管理に必要な機能を提供し、必要な登録を済ませた契約者がこれを利用するものとします。

(2)契約者は、本サービスを利用するときに当社が要求する契約者自身に関する情報（以下「登録情報」といいます）を登録しなければならぬものとし、登録情報に関して以下のことに同意するものとします。

a.契約者は、登録情報を常に最新、完全、かつ正確に保つこととし、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社の定める手続きに従ってこれを届けるものとします。

b.登録情報が不正確又は虚偽であると当社が認める場合には、当社は、当該契約者の登録を抹消することができるとします。

2.本サービスを利用して、以下の商品の販売をすることを禁止します。

(1)銃器類等、非合法商品全般。
(2)日本国内での販売が禁止されている医薬品。
(3)法律で義務づけられている免許等、販売資格条件を満たしていない商品。
(4)開運、魔よけ等を標榜する高額商品。
(5)その他当社が不適切と判断するもの。

3.当社は、その範囲において、ECサイト内・掲示板等に記載された文章を、当社が指定する期限内に削除、訂正することを契約者に勧告することができるとします。当社は、契約者がそれに従わなかった場合、記載された文章の一部または一部を契約者の承諾なく、削除することができるとします。それに関して損害が発生しても、当社は契約者に対する損害賠償の責を負いません。

4.「本サービス」内容の変更・中断・停止

当社は、契約者の承諾なく、任意に本サービスの全体又は一部を変更すること又は中止することができるものとします。それに関して損害が発生しても、当社は契約者に対する損害賠償の責を負いません。

5.プライバシー

当社は、以下に掲げるいずれかの理由に該当する場合を除いては、契約者が本サービスを利用して送受信するE-mail、記事、発言、注文内容、登録内容、質問・回答、契約者が保管する会員データの内容若しくは本サービスの利用履歴を閲覧、編集若しくは開示することはいけません。

(1)法律、裁判所、行政機関の命令に従うため。

(2)当社の権利や財産を保護し又は防御するため。

(3)緊急時に、E-mail、メッセージ又は契約者データ等の安全性を保護するため。

(4)本サービスを維持、発展させるために必要であると当社が合理的に判断した場合。

(5)契約者から要求されたことに応じるために閲覧・編集を必要とした時。

第3条 利用申込等

1.利用申込

当社は契約申込者が署名（記名）捺印したサービス利用申込書および当社の指定する必要書類の提出をもって利用申込を受け付け、必要な審査手続きを経た後に、本サービスの利用申込の諾否を通知します。

2.利用契約の成立

本サービスの利用に関する本規約と内容をとする契約は、利用申込に対して当社がこれを承諾したときに、当社と申込者との間に成立します。承諾通知が書面の場合には発送時、メールメールの場合には承諾通知の受信者（契約者）が指定した又は通常使用するメールアドレス中のメールボックスに読み取り可能な状態で記録された時点で契約が成立するものとします。

3.役務の提供

利用契約成立後、まるとご ECソフトウェア及びサイト構築エンジンライセンスの付与サービスは、納品後の検収をもって役務提供の完了とし、検収完了日より課金を開始します。これに該当しないもに役務については、当社から契約者への役務完了の通知をしたことをもって、役務提供の完了とします。

4.申込の拒絶

(1)当社は、契約者が以下の各項に該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。

a.本サービスの契約上の義務を怠る虞がある場合。

b.本サービスの第5条（提供の停止等）に該当する行為を行ったことがあると判明した場合、または行う虞がある場合。

c.本サービスの利用申込書に虚偽の事実が記載されていた場合。

d.その他当社が当該契約の締結を適当でないと判断した場合。

(2)前項の規定により、当社が本サービスの利用申込を拒絶する場合は、当社は申込者に対してその旨を通知します。申込者はこれに対して異議を申し出ることにはできません。またこの場合、当社は拒絶の理由を明らかにする義務を負いません。

第4条 契約事項の変更等

1.契約者は、当社の指定する手続きによって、契約成立後に本サービスの上位のプランへの変更を申し出ることができます。上位のプランとは利用申込時のプランよりも利用金額が高いプランをいいます。

2.当社は、前項の請求があったときは、この受諾を第3条（利用申込等）の規定に準じて行います。

3.契約者がプランの変更をする際は、変更後のプランの対価として定められている

(4)監督官庁から営業許可の取り消しを受け、又は営業を停止し、あるいは廃止したとき。

(5)その他本契約の各条項に違反したとき若しくは第5条第1項(1)に該当する事由があったとき。

(6)分割金の支払が通算2回確認できなかったとき

(7)契約者の信用状態等が悪化し、分割金の支払いが困難になると予測される合理的な事由が発生したとき。

(8)信用状況が悪化し、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(9)連帯保証人が本項各号のいずれかに該当し、当社が相当と認める別の連帯保証人を、契約者が追加提供しなければできない場合

(10)第6条により本サービス利用契約が解除されたとき。

7.遅延損害金

第2項(3)による場合において、契約者が当社に対する支払いを遅延した場合には、遅延した分の料金について年14.60％（年365日とする）の利息を遅延損害金として当社に対し支払うものとします。

第8条 情報の取扱

1.情報の取扱

(1)契約者は自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

(2)当社は契約者が登録したデータにつき、保証等の責任を負わないものとします。

(3)契約者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内での紛争、または自己の使用するドメイン名に関する紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社または他の第三者に迷惑を掛けず、何ら損害等を与えないこととします。

(4)契約者は本サービスの利用にあつて以下の行為をしないものとします。

a.わいせつ、賭博、暴力に関連する情報や残虐な内容を含む情報を発信し、または他者にその発信の仲介をし、あるいは受信してきたデータを公開するなどの公序良俗に反する行為もしくは、その虞のある行為。

b.犯罪行為、犯罪行為を導くような行為もしくは、それらの虞のある行為。

c.他人の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為もしくは、その虞のある行為。

d.他人の財産、プライバシー等を侵害する行為もしくは、その虞のある行為。

e.他人の名誉、信用を毀損しあるいは誹謗中傷する行為またはその虞のある行為。

f.性的、民族的、人種その他のすべての差別を助長するような行為もしくは、その虞のある行為。

g.有害プログラムを含んだ情報、偽造・虚偽または詐欺的情報、公職選挙法に違反する情報を発信し、または他者にその発信の仲介をし、あるいは受信してきたデータを公開するような行為もしくは、その虞のある行為。

h.その他、法令に違反する行為もしくは、その虞のある行為。
1.本サービスの運営を妨げ、もしくは当社の業務、営業活動を妨げ、また妨げる虞のある行為。

j.その他、当社が不適切と判断する行為。

(5)当社は、以下の場合、契約者の承諾なく、EC サイト内のデータを消去できるものとします。

a.当該データが前項の規定に記載の行為あるいは、かかる行為の原因、手段、結果になり得ると当社が判断した場合。

b.契約者が、契約成立時の制限値を超えることとなる当該データを蓄積した場合。

c.当該データが本サービスの提供に何らかの支障を及ぼし得ると当社が判断した場合。

d.その他本サービス提供上、当社が当該データの削除が必要であると判断した場合。
2.データの消去等
契約者が登録したデータが消失し、もしくは消去されるなどして、契約者が不利益を被った場合、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。

3.契約者のデータの権利

契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、元々の著作権者に帰属するものとし、当社にこれらの権利を帰属する義務を負わないものとします。

4.当社による編集・出版

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出・再編集して、インターネット、書籍、放送その他の媒体を通じて外部に発表することがあります。

5.ファイル情報の消去

当社は、本サービス用設備のファイル容量に余裕がなくなる虞があるときは、ファイルに蓄積されている契約者の情報を消去（上書き等）する場合があります。

6.当社によるメール等の送付

当社は、当社が必要と判断するメールやファイルを契約者に送付することがあります。この場合、当社が送付したメールが消費する契約者のディスク容量や、データ転送料料等は契約者の負担とします。

7.情報の管理

契約者は、本サービスを使用して受信または送信する情報について、本サービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

第9条 損害賠償

1.当社が本サービスを提供できなかったときは、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、生じた損害について当社はその責を負わないものとします。

2.当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます）についての保証責任を負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた損害等に対しても、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。

3.当社は、理由の如何にかかわらず、契約者が本サービス用設備に保存した情報が削除されたことにより起因して当該契約者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。

4.契約者は、本サービスの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を処理するものとします。

5.原因の如何を問わず、当社が契約者に損害を賠償する際の金額は契約者の一切の逸失利益を含まないものとし、当社が受領済の本サービスの利用金額（税込）を上限とします。

6.契約者が本約款に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して、一切が被った損害の賠償を請求できるものとします。当社が損害賠償する金額は自らの逸失利益を含まない直接かつ具体的損害金額とします。

第10条 システムメンテナンスおよび障害

1.当社は、本サービスの提供に關し、システムメンテナンスを施す必要を認めた場合には、予め指定した方法で通知することにより、システムメンテナンスを行うことができるものとします。

2.上記に伴いシステム提供の停止、電気通信回線の異常、その他システム障害が発生した際には、当社は復旧についての最善の策を取りますが、その期間において、契約者がこれらに起因して損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条 権利の譲渡

1.契約者は、書面による当社の承諾がなければ、本約款に基づく契約上の地位、権利、義務を第三者に譲渡、質入、使用させ、または担保に供する等一切の処分をすることはできないものとします。

2.当社は、本規約に基づき、契約者から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受け権利の全部または一部を、契約者の承諾を要せずに弊社が指定する代金回収代行事業者等の第三者に対して譲渡することができるとします。

第12条 連帯保証人予定定

申込書記載の連帯保証人予定者は、甲と乙との本契約が成立した時に連帯保証人となり、契約者の本契約およびこれに付随する契約、更新された契約に基づく債務の履行を、契約者と連帯して保証します。

第13条 雑則

1.機密保持

当社は、サービス利用契約の履行に際し知り得た契約者に関する一切の機密（通信の秘密、顧客の個人情報を含みます）を、法令に基づく場合を除き、第三者に漏洩致しません。

2.著作権

(1)別段の定めのない限り、当社の提供するサービスに関する各コンテンツの著作権その他知的財産権は当社あるいは各コンテンツの主催者に帰属するものとします。(2)契約者は、本サービスの利用により享受される著作物を、著作権法その他の法律で許された範囲内のみ使用するとします。契約者が著作物の使用、改造、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他人の著作権を侵害した場合には、契約者自身が責めを負うものとし、当社がかかる違反もしくは侵害により損害を被り、もしくは被る虞があるときは、当社を防御し、免責し、当社に発生した費用を補償するものとします。

3.ログイン名およびパスワードの管理

(1)契約者は、当社から発行されたログイン名およびパスワードを自らの責任で管理するものとし、その管理不十分、使用上の過誤、他人の使用等によって損害が発生したとして、契約者がその責めを負うものとし、当社は、その責めを負いません。また、契約者は、ログイン名およびパスワードに關し、以下の義務を負うものとします。

a.ログイン名およびパスワードを他人に使用させず、使用権について、貸与、名義変更、譲渡、売買、質入等の処分をしない
b.ログイン名もしくはパスワードを不明になった場合、速やかに当社に届出る
c.ログイン名およびパスワードを秘密に保持する
d.ログイン名もしくはパスワードの漏洩や他人による使用を知った場合に直ちに当社にその旨通知し、当社の指示に従う

4.通信事業者および接続業者

契約者は、本サービスを使用して受信または送信する情報について、本サービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。また本サービスを利用する為任意の通信事業者ならびにインターネット接続業者と契約するものとします。当社は、通信事業者もしくは接続業者の責めに帰すべき事由で本サービスの提供が妨げられたとしても、その責めを負いません。

5.指定ソフトウェア

当社は、本サービスの利用のために必要としたソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

6.免責

当社が契約者に対して責任を負うのは当社の責に帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合のみであり、かつ、契約者が本サービスの利用に関して被った逸失利益の損失、データの消失改変の損失、信用損失等の直接かつ具体的でない損害については、当社は責任を負わないものとします。

7.サービス利用に伴う各種約款等の遵守

契約者が本サービスに付随するサービスを利用する場合で、その付随サービス独自のサービス約款等が存在する場合には、契約者はそれぞれに定められている約款等を厳密に遵守するものとします。万が一、それらの約款と本サービス約款が競合する場合には、本サービス約款を優先的に適用することに契約者は異議なく同意するものとします。

8.専属的合意管轄裁判所

契約者と当社の間を訴訟の必要が生じた場合、訴訟に応じて東京簡易裁判所または東京都地方裁判所第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則.約款策定日 本約款は平成18年4月1日に策定し、同日より適用します。

本約款は平成19年10月29日より、改訂実施します。

本約款は平成19年11月12日より、改訂実施します。

本約款は平成20年5月7日より、改訂実施します。

本約款は平成20年7月1日より、改訂実施します。